資料７

議題５　　今後の進め方（案）

１．次回以降当面の予定

回	日程	内容	備考
4	1 月 17 日 （金） 10 時～12 時	・条例の個別項目の検討、条文素案作成 ・グループによる検討（条文）（以降第 8 回まで）	全体会（約 15 分）、その後グループ討議（約 90 分） ◆グループ討議①
5	2 月	・進行状況の確認（前回の報告） ・グループによる検討（条文）	◆グループ討議②
6	3 月	・進行状況の確認（前回の報告） ・学習（各地域の実態を知る：現地報告等）、	全体会
7	4 月	・進行状況の確認（前回の報告） ・グループによる検討（条文）	◆グループ討議③
8	5 月	・進行状況の確認（前回の報告） ・グループによる検討（条文） ・全体調整（条文）	◆グループ討議④
9	6 月	・進行状況の確認（前回の報告） ・グループでの検討の総合化⇒条例の全体的検討 （整合、重点、並べ方、用語表現等） ・解説書素案の検討	全体会
10	7 月	・条例素案の検討・作成 ・解説書素案の検討・作成	意見交換
	8 月	パブリックコメント、地区別説明会	

２．条文検討の進め方（第 4 回～8 回）

○全委員が、全項目を審議する。
○意見交換しやすいよう、２グループに分ける。この場合、属性等に配慮し両グループが類似の構成となるよう配慮する。

○各会の進め方
・最初全体会で前回の成果を共有する。（約 15 分）
・その後、2 つのグループに分かれ、各項目についての条文を審議する。
・両グループの検討項目は共通とする。
・事務局からたたき台（検討の素材：論点整理、条文案等）を提出し、それに基づき審議する。
・進行は、委員あるいは事務局が担う。
・記録は、自由な意見交換をしやすくするために、条文等への意見集約およびワークショップ等で作成した資料（模造紙、付箋等）とする。
・各回でまとめられた意見は、意見集約を基に事務局で整理し条文素案として次回提出する。

３．グループ名簿

別紙

以上

吉野町まちづくり基本条例審議会　条例検討のためのグループ構成（案）

（敬称略）

	第１グループ	第２グループ
メンバー	古澤　・　亀田　・　芳澤 森口　・　中井　・　戌亥 山口　・　宮川　・　梅本（亜） 辻本 （10 名）	中川　・　上森　・　辻 竹谷　・　竹内　・　小﨑 梅本　・　森川　・　岡田（嘉） 濱田 （10 名）